

空き家対策を賢く！
解体費補助と固定資産税の減免で安心の未来へ
岡市民課自治振興室（☎75－8926）



管理が行き届かない空き家になる前に、所有者自らが解体や除却に取り組める環境を整備して、安全安心な生活環境の確保を図ります。

村上市空家等解体費補助金

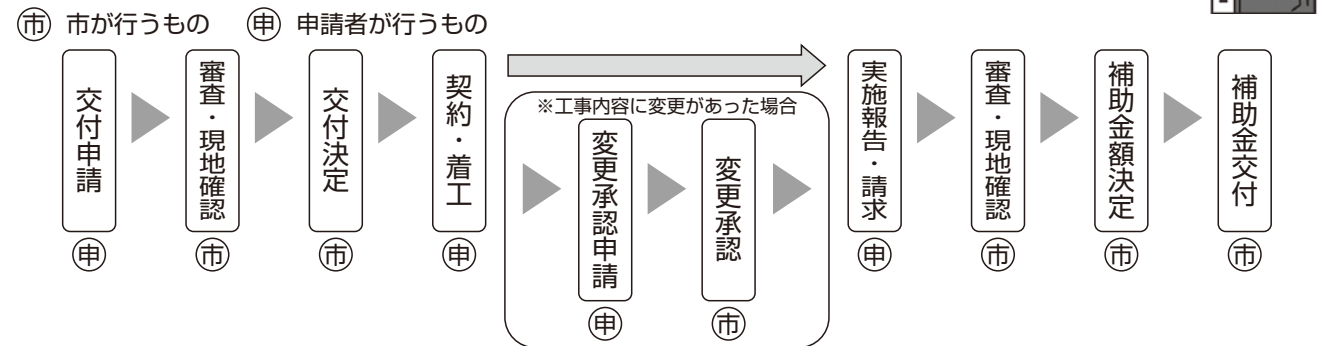
対象者

空家の所有者またはその相続人
※詳しい内容は、市ホームページをご覧ください

対象となる工事

市内の事業者が敷地全体を更地にする工事で、補助金の交付決定日以降に契約するもの

補助金交付までの流れ



住宅である空家を除却した土地に係る固定資産税の減免

住宅が立つ土地には固定資産税が軽減される「住宅用地特例」が適用されています。空家である住宅も特例が適用されているため、除却すると特例がなくなり、土地の固定資産税が本来の税額に戻る（高くなる）ことが、空家の除却が進まない要因の一つといわれています。市では、住宅である空家を除却した場合に限り、一定期間、特例適用時と同じ税額になるように減免することで、空家の除却を支援する制度を実施します。

対象となる空家

住宅（併用住宅を含む）である空家で特定空家として勧告を受けていないもの

減免税額

住宅である空家を除却した後のその土地に係る固定資産税額と、当該用地に住宅用地特例の適用があるものとみなして算出した固定資産税額との差額に相当する額

減免のイメージ

（例）令和6年11月1日に空家住宅を除却した場合



補助金額

解体にかかる経費（消費税を除く）の3分の1または20万円のいずれか少ない金額

対象となる空家

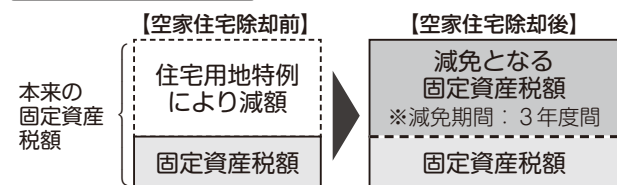
1年以上居住しておらず、また、物置や作業場として使用していない建物で次の条件全てに該当するもの
・公共事業などの補償の対象となっていないもの
・特定空家として勧告を受けていないもの



減免期間

住宅である空家を除却した日の翌年1月1日を賦課期日とする年度から3年度間
（例）令和6年11月中に除却した場合、令和7～9年度の固定資産税が減免となります

減免税額のイメージ



除却後に減免申請をすることで、3年度間は、特例適用時と同じ税額となります。

自転車用ヘルメットの購入費助成で安全な自転車ライフを

岡市民課生活人權室（☎53－3363）または各支所地域振興課市民生活室



道路交通法の改正により、令和5年4月から自転車利用者のヘルメット着用が「努力義務」ととなりました。交通事故から身を守るため、自転車用ヘルメットを着用し、安全運転に努めましょう。市では自転車用ヘルメットの購入費用を助成します。

対象者

市内在住の人
※市税などを滞納している人は除きます

申請期間

10月1日(火)～令和7年3月31日(月)
※予算の上限に達した場合、期間中であっても助成を終了することがあります

助成の対象となるヘルメット

10月1日以降に購入したもので、次のいずれかの認証マークが付いている新品の自転車用ヘルメット
※未使用の中古品、オークション、個人売買、譲渡などで取得したものは対象外となります



認証マーク（例）

SGマーク	JCFマーク	CEマーク
	（公式）	（推奨）
		「EN1078」と記載されているもの

- ・SGマーク：一般財団法人製品安全協会による安全基準に適合することを認証したもの
- ・JCFマーク：公益財団法人日本自転車競技連盟による安全基準に適合することを認証したもの
- ・CEマーク：欧州連合の欧州委員会による安全基準に適合することを認証したもの（「EN1078」と記載されているものに限る）
- ・GSマーク：ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したもの
- ・CPSCマーク：米国消費者製品安全委員会による安全基準に適合することを認証したもの（「1203」と記載されているものに限る）

助成額

購入金額の2分の1（上限2,000円）
※使用者1人につき1回（1個）限り助成が受けられます
※購入時のポイント利用や付属品、送料などヘルメット本体以外に係る費用は除きます

助成を受けるために必要な資料

- ・村上市自転車用ヘルメット購入助成金交付申請書兼請求書
- ・購入日や品名、購入金額などが記載されたレシートや領収書の写し
- ・認証マークが確認できるもの
※ヘルメットの認証マークが分かる写真や保証書の写しなど
- ・振込先の口座が分かるもの（通帳の写しなど）



申請方法

受付窓口へ持参するか郵送、電子申請のいずれかで申請してください。
・受付窓口：市民課生活人權室または各支所地域振興課市民生活室
・郵送先：〒958－8501 村上市三之町1番1号 市民課生活人權室

電子申請

